

第2回 遠賀川河口域利用対策協議会

資 料

第1回協議会後の動きに関する資料

平成23年1月26日

資料項目

1. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会(9/16)
における確認事項
2. 第1回 遠賀川下流部利用者会議(11/25)
における意見内容
3. 遠賀川・西川の高水敷における放置船舶の撤去

1. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 の確認事項

開催日時 平成22年9月16日(木) 15:00~16:40

開催場所 遠賀川河川事務所 4階会議室

メンバー 委員 11名
オブザーバー9名(うち1名欠席)

主な内容 ①協議会の設立趣旨と規約の決定
②会長・会長代行の選出
③遠賀川河口域における不法係留船対策
についての説明と討議



第1回協議会での確認事項

- 1) 重点撤去区域を西川上流部から段階的に実施していくこと。
- 2) 河川内には暫定係留施設を設けられないため、不法係留船の誘導先は、遠賀川河口域の施設、あるいは遠賀川周辺施設を考えていくこと。
- 3) 重点的撤去区域が設定された区域から積極的に不法係留船の撤去を進めていくこと。その場合、所有者不明であり、かつ船舶としての航行機能が失われている船は、塵芥として処理する方向で対応すること。
- 4) 不法係留船対策を進めるために、関係機関の積極的な協力を得ていくこと。
- 5) 遠賀川河口域における不法係留船対策に係わる計画書は、地元の方々（遠賀川下流部利用者会議）との調整を進め、次回に示すようにすること。

2. 第1回 遠賀川下流部利用者会議

における意見

開催日時 平成22年11月25日(木) 15:00~16:40

開催場所 遠賀川河口館 会議室(河口堰管理事務所)

メンバー 芦屋町区長(2名)、遠賀町区長(2名)、遠賀
漁業協同組合(3名)、河川利用者(3名)、
地元自治体、福岡県、遠賀川河川事務所

主な内容 ①昨年度と今年度の実態調査結果の比較
②9月16日開始の協議会内容
③遠賀川河口域における不法係留船対策
についての説明と討議

利用者会議での意見

【意見】

- ①近年、出水期に予想もつかない豪雨がある中で、不法係留船は不安要因である。この為、不法係留船撤去は待ち望んでいたことなので進めて欲しい。ただ、利用者とのトラブルが発生しないように進めて欲しい。
- ②西川には10m以上の大型プレジャーボートもあり、なかなか移動先を確保することができない。移動先を確保する、あるいは船を手放すなどには時間が必要である。

【意見に対する検討】

→大型プレジャーボートに関する**係留施設の情報**を**事務所HP等で提供**するとともに、**重点的撤去区域を段階的に設置**することにより、**自主移動していただける時間を確保**し、**トラブル等が発生しないように実施**していくこととする。

3. 遠賀川・西川の高水敷における

放置船舶の撤去

高水敷にある所有者不明船舶の処分（塵芥として処理）

◇処分船舶 高水敷に放置された船舶15隻

遠賀川高水敷＝ 2隻

西川高水敷＝13隻

※第1回協議会(9/16)の資料では17隻であったが、その後、2隻は所有者が判明し1隻は自主撤去、もう1隻は調整中

◇実施日 12月7～9日



高水敷の放置船舶
の撤去状況

不法係留船撤去に関する新聞記事

読売新聞・朝刊(北九州版)
2010/12/8



不法係留船の撤去開始

遠賀川事務所、まず15隻

遠賀、芦屋町周辺の土佐通省遠賀川河川事務所(直方市)は7日、所留レジャーボートが不法係留されている問題で、国15隻の撤去作業を開始した。作業は9日までで、約400万円の撤去費用は、ごみとみなし、全額を国が負担する。河川事務所によると、河口域には約780隻が係留されているが、全く違法状態で約3割は所有者不明という。来年度以降、流域自治体などと協力して段階的に重点撤去区域を決め、所有者が指示に従わない場合は事務所が強制撤去する方針。撤去費用は1隻平均60万円で所有者に請求する。事務所の山口英彦(なつ)副所長は「今回は公費で撤去したが、本来は税金から支出すべきではない。自主的に動かしてほしい」と話した。河口域では、豪雨時に船が川の流れを妨げたり、船から油が流出したりしたほか、船舶の騒音をめぐって住民とトラブルも起きている。

西日本新聞・朝刊(福岡県版)
2010/12/8

不法係留ボート 強制撤去始める

遠賀川河川事務所

芦屋町や遠賀町の遠賀川水系河口付近で多くのプレジャーボートが不法に係留されている問題で、国土交通省遠賀川河川事務所は7日、所有者がわからず老朽化などで価値がないと判断された15隻について強制撤去を始めた。遠賀川水系での本格的な強制撤去は初めて。

同事務所は、クレーンで船体をつり上げ、トラックに積んで解体処分場へ運んだ。この日は5隻を撤去した。作業は9日まで行う見通し。船は解体業者がゴミとして処分する。撤去と処分には計約400万円かかるという。ほかの不法係留船も強制撤去を進める。

* その他、3社のTV放映がありました。

遠賀川河口域における 不法係留船対策に係る計画書(案)

— 資料-2の説明 —

平成23年 月

国土交通省九州地方整備局
福岡県

— 目次 —

- I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における
不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
 - 1. 不法係留船の現状
 - 2. 係留保管施設の現状
 - 3. 河川区域内での恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設
 - 4. 重点的撤去区域の設定
 - 5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画
- II. 規制措置の実施計画
 - 1. 規制措置の基本方針
 - 2. 規制措置の推進
 - 3. 規制対象船舶の取扱い
 - 4. 規制措置の周知徹底
 - 5. 法律に基づく規制手順
- III. その他
 - 1. 関係者への広報啓発活動
 - 2. 計画推進のための体制

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における 不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

1. 不法係留船の現状

平成22年9月の実態調査によれば、遠賀川河口域の各河川には**775隻の不法係留が確認**されている。
なお、遠賀川河口域では河川区域と港湾区域の重複区域に不法係留は確認されていない。

表-1 不法係留船の現状 (H22.9時点)

	管理者	右岸	左岸	計
遠賀川	国	135隻	0隻	135隻
西川	国	308隻	273隻	581隻
江川	県	23隻	25隻	48隻
戸切川	県	0隻	7隻	7隻
吉原川	県	4隻	0隻	4隻
計	—	470隻	305隻	775隻

2. 係留保管施設の現状

遠賀川河口域には、陸上保管が可能な**民間係留保管施設(2施設)**があるが、これら施設は、河川敷地の利用において河川管理者の占用許可を得ておらず、**現在適正な保管施設となっていない**。

また、遠賀川河口部には**芦屋港(港湾)**があるが、漁船を受け入れるとともに、物流港として活用されているため、現在、**プレジャーボートを受け入れる余裕はない**。

一方、遠賀川河口域から約12km離れた北九州市若松区脇田地区では、北九州市が**平成24年度開業を目指し、プレジャーボートの係留施設として脇田フィッシャリーナの整備**(開業時約100隻係留)を進めている。(将来的には需要動向や財源状況等を考慮し、状況に応じて残り約100隻の係留施設の整備を計画する予定である。)

さらに、遠賀川河口域の周辺市町にもプレジャーボートを受け入れている保管施設が19施設あり、平成22年5月現在、**290隻の収容余力(空き)**が確認されている。(19施設には、脇田フィッシャリーナ、ヨットハーバー芦屋、芦屋マリンを含まない)

3. 河川区域内での恒久的及び暫定的な係留保管施設

河川区域内における係留保管施設は、治水上、利水および河川環境上支障の無い場合に限って設置することが可能であるが、遠賀川河口域の各河川では、治水上、河川環境上支障があると判断され、**恒久的及び暫定的な水面係留保管施設を設置することはできない。**

ただし、陸上保管を基本とした保管施設が設置される場合については、遠賀川河口域利用対策協議会が河川水面の利用向上及び適正化に資すると認める船舶係留施設等を整備する者に限り、占有主体として認め、**その整備者に、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷地の占有を許可することができる。**(ヨットハーバー芦屋、芦屋マリンへの許可が可能)

その上で、これら保管施設を不法係留船の**受け入れ施設として活用**していくことも可能である。(平成22年9月現在、ヨットハーバー芦屋、芦屋マリンには、約95隻の空きが確認されている。)

4. 重点的撤去区域の設定

遠賀川河口域の河川特性(治水、環境等)および不法係留船の係留状況を踏まえ、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川区域(以下「重点的撤去区域」という)を下記のように設定する。

表-2 重点的撤去区域

河川名	管理者	重点的撤去区域の設定範囲
遠賀川	国	遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで
西川	国	遠賀川合流点から鹿児島本線鉄道橋上流約100mまで
江川	県	遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで
戸切川	県	西川合流点から若松橋下流端まで
吉原川	県	西川合流点から道管橋下流端まで

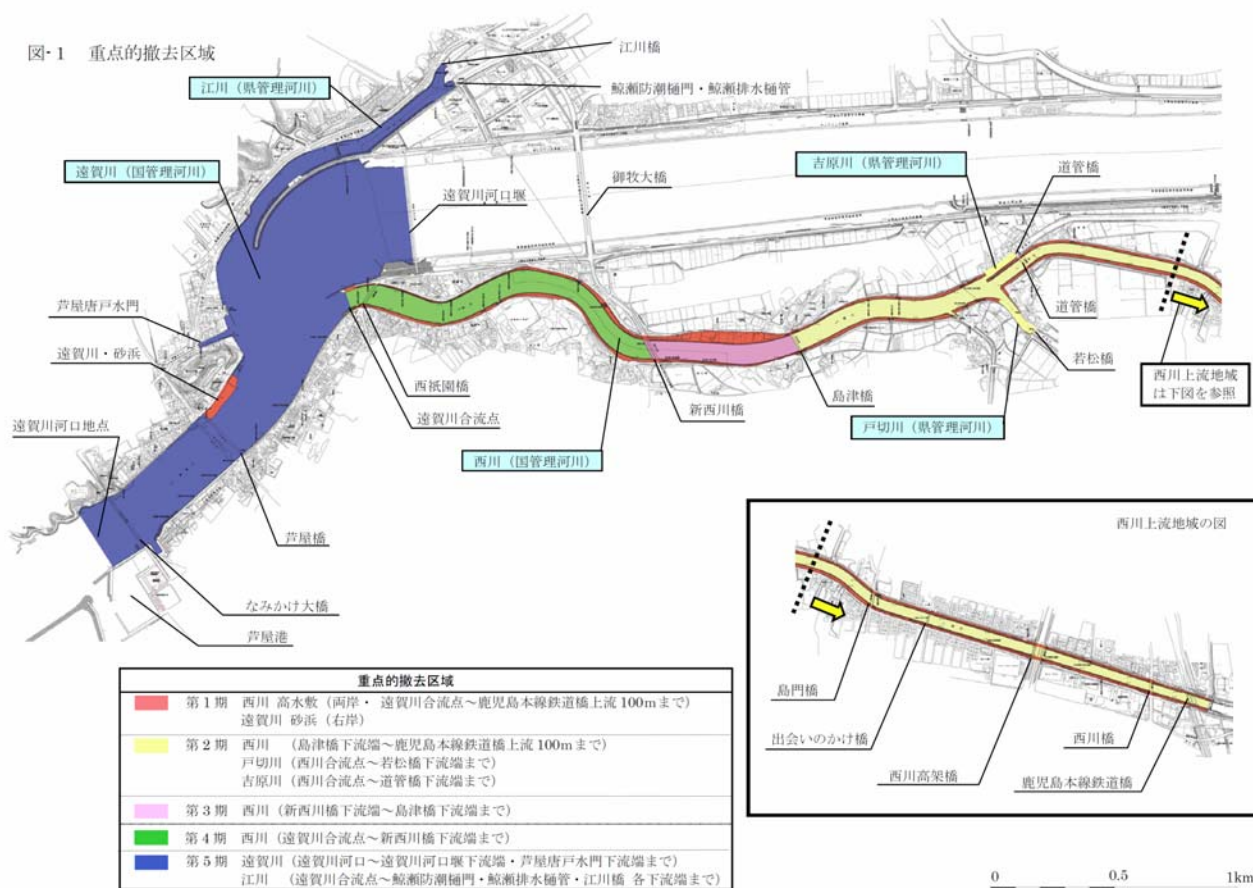
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置 に係わる年次計画

遠賀川河口域周辺には、既存の係留保管施設に収容余力(空き)があること。また、平成24年には近隣に脇田フィッシャリーナが開業することを踏まえ、順次重点的撤去区域を拡大し適正な水面環境を確保していくものとする。

重点的撤去区域の拡大は、図-1に示すように第1期から第5期に分けて実施していくものとする。

設定時期は、第1期を平成23年度、第2期を平成24年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況を踏まえながら対応し、最終的には、遠賀川河口域全体を重点的撤去区域としていくものとする。

なお、重点的撤去区域以外の河川水面においては、新たに不法係留船を発生させないように行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。



Ⅱ. 規制措置の実施計画

1. 規制措置の基本方針

重点的撤去区域においては、**不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行等の措置を講じていく。** なお、不法係留船に付随する棧橋・倉庫・係留柱・係留環などの不法工作物についても同様の措置を講じていく。

2. 規制措置の推進

関係機関、関係団体等の協力を得て積極的に代執行等の規制措置を実施するものとする。**遠賀川河口域周辺にある民間マリーナや今後整備される脇田フィッシャリーナにおける収容余力(空き)等を活用し、順次重点的撤去区域を拡大していくものとする。**

3. 規制対象船舶の取扱い

遠賀川河口域に不法係留されている船舶は、原則、全てを対象として規制措置を実施していく。

4. 規制措置の周知徹底

規制措置を効果的に実施していくためには、**事前にプレジャーボートの所有者のみならず関係機関や関係団体等に広く周知することが必要である。**

このため、河川管理者(国・県)は、地元自治体、マリーナ事業者及びプレジャーボート販売事業者などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。

5. 法律に基づく規制手順

所有者確知において過失が無く、監督処分を命ずべき所有者が不明な場合は、河川法に基づく簡易代執行を実施し、所有者が判明している場合は、監督処分の後、行政代執行法の手続きに従って行う。(図-2)

なお、**特に悪質な不法行為者に対しては、刑事告発を実施する。**

図-2 法律に基づく規制手順-1

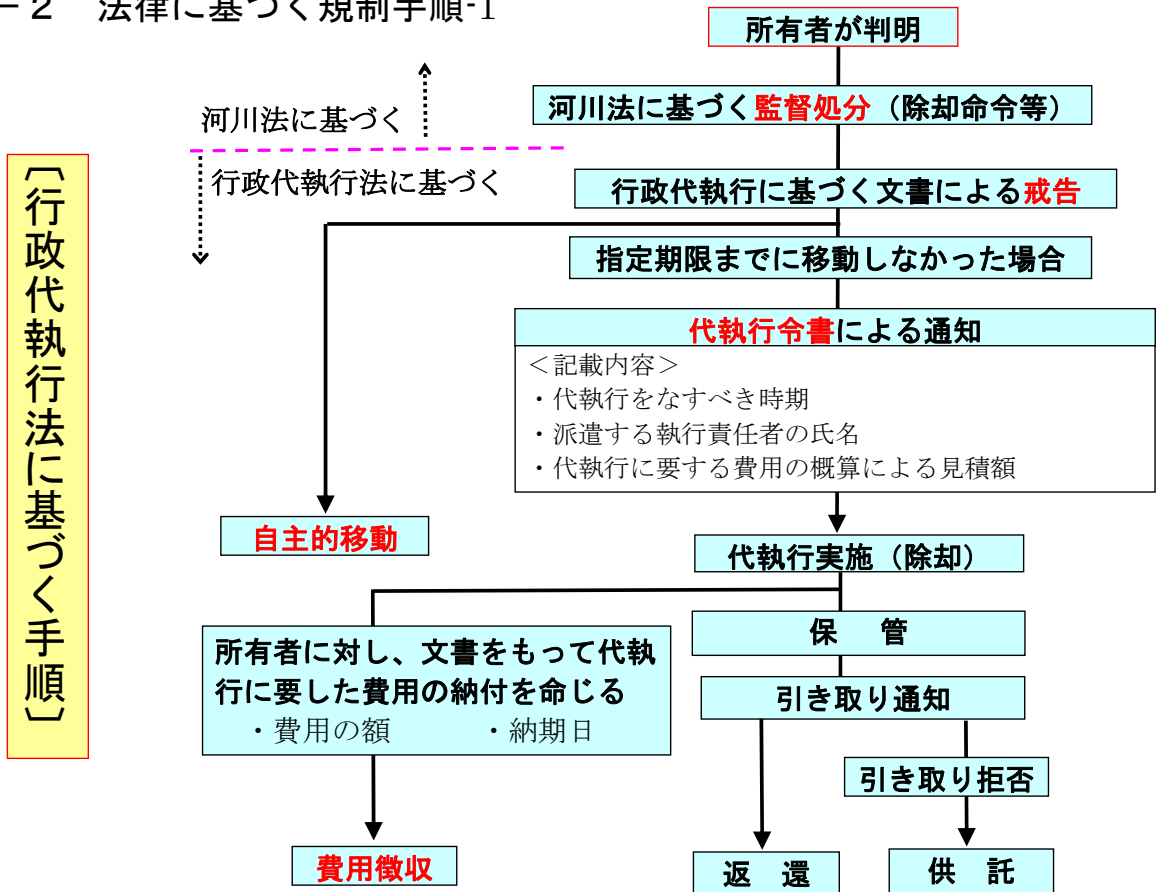
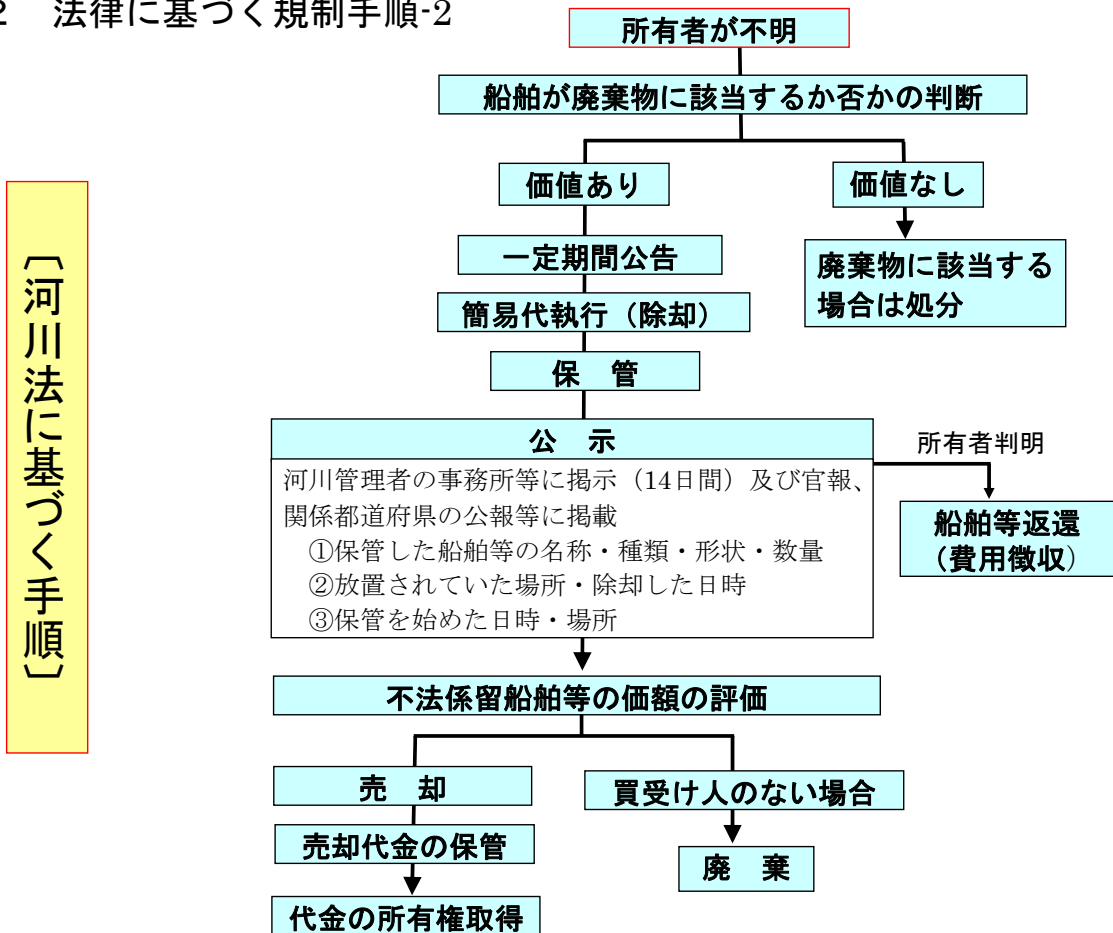


図-2 法律に基づく規制手順-2



Ⅲ. その他

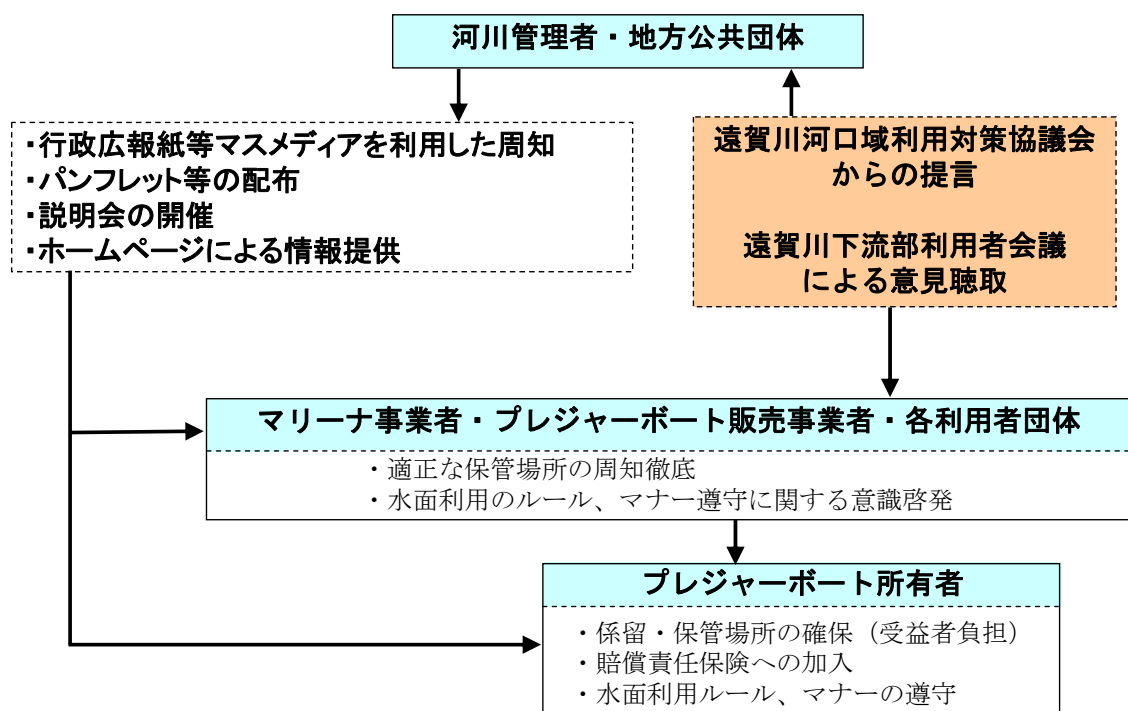
1. 関係者への広報啓発活動

水面利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート所有者の自己責任の原則を前提にしながら、関係者の責務を明確にし、水面利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行う必要がある。

特に、マリーナ事業者等においてはプレジャーボート利用者等と直接相対する立場にあり、係留保管に関する情報の提供やルール・マナーの遵守等の意識、啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

そこで、各河川管理者は地方公共団体や各種事業者と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。

広報啓発活動の流れ

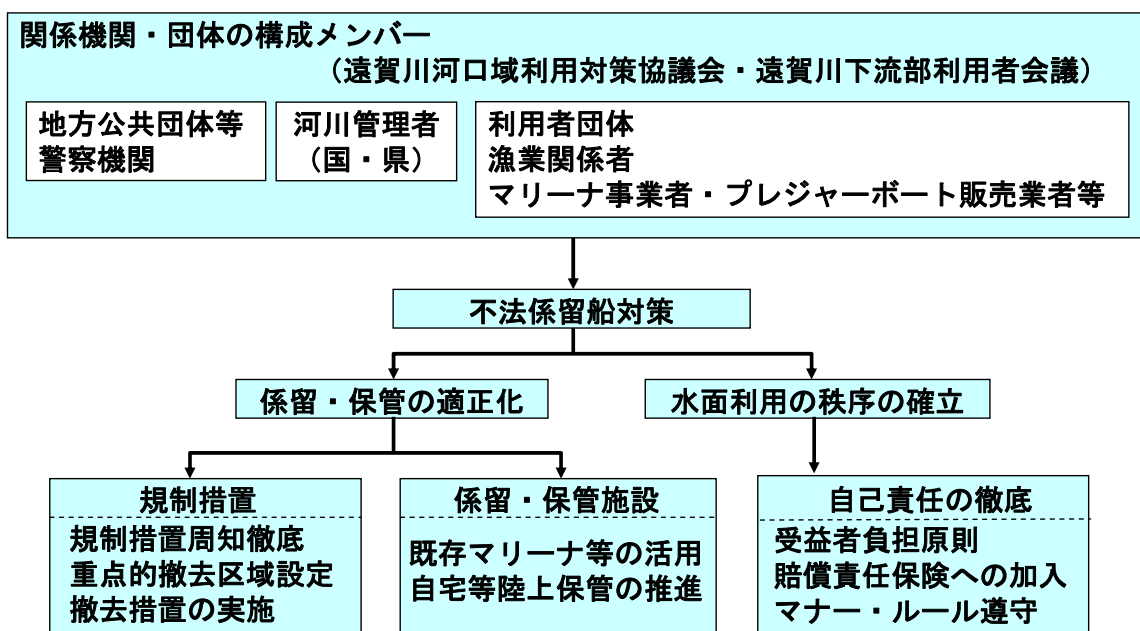


2. 計画推進のための体制

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関等その他、マリーナ事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する必要がある。

そのため、定期的な情報交換や連絡調整を積極的に実施し必要な対策を講じていくこととする。

計画推進のための体制



第2回 遠賀川河口域利用対策協議会

資 料

占用条件と計画の周知・
今後のスケジュールに関する資料

平成23年1月26日

1. 占用条件について

適正な水面利用に寄与する可能性のある民間施設



ヨットハーバー芦屋



芦屋マリン



既存係留施設の現状

ヨットハーバー 芦屋

陸上保管 約95隻

河川区域の利用

- 水面までの斜路
- 一時係留のための棧橋



芦屋マリン

陸上保管 約100隻

河川区域の利用

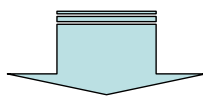
- クレーンの空中部分
- 一時係留のための棧橋



既存保管施設の占用について

占用させる基本的考え方(一般論)

- ◇既存保管施設が、今後の河川水面の利用の向上及び適正化に資するものか。
- ◇占用させる施設が、治水上・環境上等の問題を起こさないか。



遠賀川の施設では

- ◇2つの施設をあわせて、収容余力が約100隻あり、不法係留船対策の受け入れ施設としての役割を果たす。
- ◇2つの施設は、陸上保管であり、治水上問題をきたさない。
- ◇2つの施設は、すでに整備されており、新たに自然環境や生活環境へ影響をあたえることはない。

既存保管施設の占用条件

河川区域における施設

◇棧橋(2つの施設に共通する条件)

→出水時には、棧橋が流出することを防ぐ対策を講じる。

→出水期(6月～9月)の夜間(PM20:00～AM5:00)、
棧橋に係留を行わない。

◇クレーン上部(芦屋マリンのみの条件)

→既存施設の面積を占用(上空部分)として認める。

◇斜路(ヨットハーバー芦屋のみの条件)

→砂浜部分に必要な最小限の斜路の占用を認める。

→現在、砂浜周辺に放置されている船舶、工作物(倉庫等)は、河川区域外に移動させる。

～ 占用許可のスケジュール ～

・平成23年

4月 マリーナからの占用申請(予定)

6月 遠賀川河川事務所で審査後占用許可(予定)

2. 計画の周知・今後のスケジュール

①計画の公示（平成23年2月に公示 → 平成23年6月に施行 周知期間 3ヶ月間）

・協議会開催後、平成23年2月中を目途に、公示を実施

◇国土交通省九州地方整備局長名

◇福岡県知事名

②計画の周知

1.国土交通省九州地方整備局、遠賀川河川事務所、福岡県庁、
北九州市土整備事務所における**掲示板の活用**

2.地元自治体が発行する**広報掲載**への依頼

3.不法係留船のうち、所有者が判明する者には、**郵送による文書通知**

4.遠賀川河川事務所**ホームページ**の活用

5.関係機関である(財)日本海洋レジャー安全・振興協会、
九州マリン事業協会、(社)九州北部小型船安全協会への**情報提供**

6.西川・遠賀川沿川における**看板の設置**

不法係留船に関するホームページとその項目

遠賀川河口域不法係留船対策

遠賀川河口域 不法係留船対策

このページでは、遠賀川河口域における不法係留船に対する取り組みについて紹介しています。

不法係留船とその一般的な対策
…「不法係留船」とは何か？ その定義と対策から不法係留船に対する罰則について説明しています。

遠賀川河口域における実態
…遠賀川河口域(遠賀川本川、西川、江川、戸切川、吉原川)における実態について説明しています。

不法係留船対策の経緯
…遠賀川河口域におけるこれまでの不法係留船対策の経緯を示しています。

遠賀川河口域における不法係留船対策(重点的調査区域の設定)
…現在設定されている重点的調査区域の範囲を示しています。

遠賀川河口域周辺の係留保管施設
…道内管内の係留保管施設の位置や施設規模について説明しています。

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所
〒822-0013 福岡県遠賀市清樞1丁目1-1
TEL:0949-22-1830 FAX:0949-22-2859
メールアドレス: org@faru.mlit.go.jp

平成22年11月4日よりホームページを開設

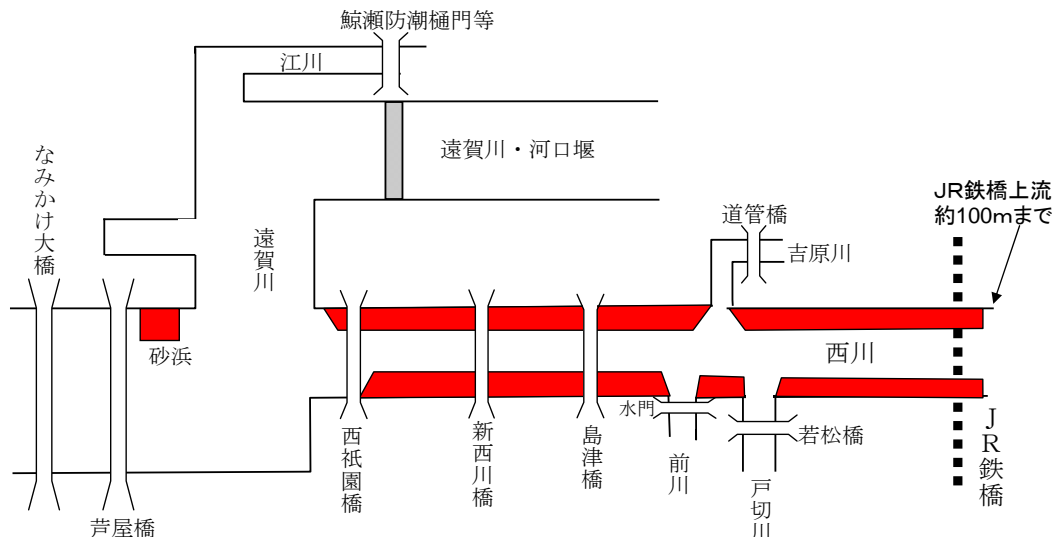
今後、事務所ホームページで公示する計画内容などを周知していく

項目

1. トップページ
2. 不法係留船とその一般的な対策
 - ・不法係留船とは
 - ・不法係留船がもたらす一般的な問題
 - ・不法係留船への一般的な対策
 - ・不法係留船に対する罰則
3. 遠賀川河口域における実態
4. 不法係留船対策の経緯
5. 遠賀川河口域における不法係留船対策
6. 遠賀川河口域周辺の係留保管施設
 - ・北九州市周辺
 - ・遠賀川河口周辺
 - ・福津市周辺
 - ・福岡市周辺
 - ・糸島市周辺

第1期重点的撤去区域

第1期 (H23年度)
西川高水敷、遠賀川砂浜



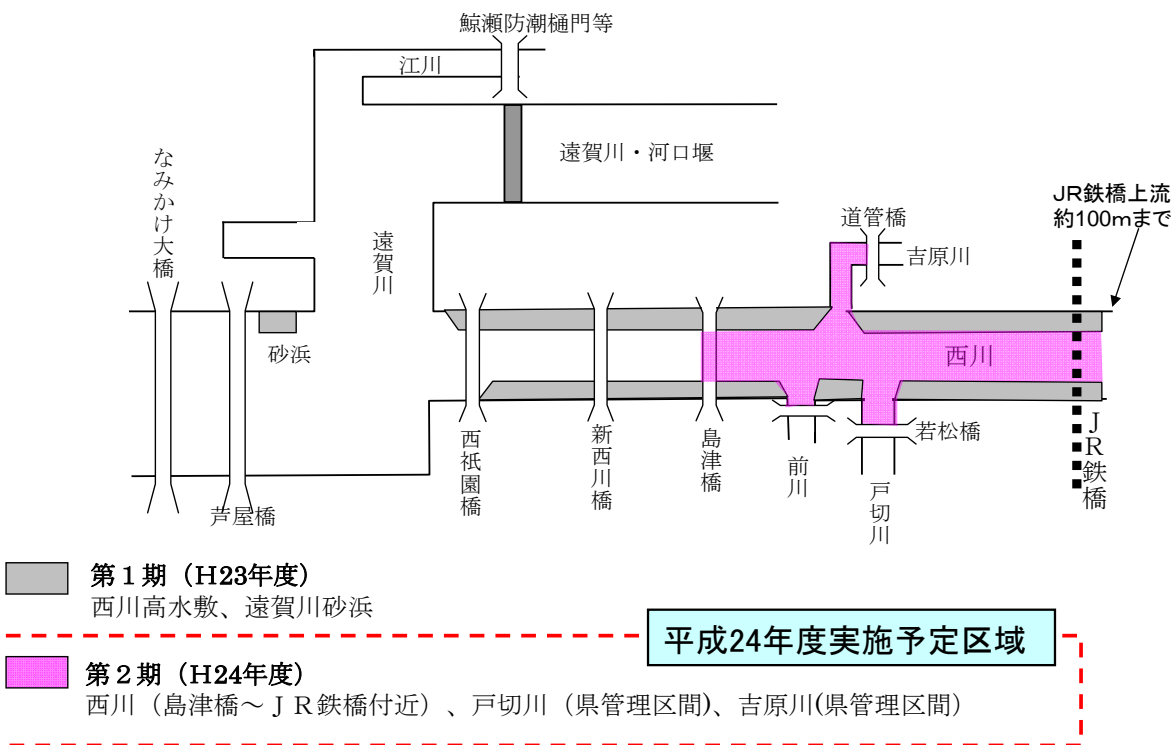
対象となる船舶・工作物等

- 西川高水敷 → 船舶4隻 (うち、3隻は所有者判明)
 → 工作物等 (電源類21基 うち、電気メーター3基は所有者判明、他は調査中)
 (船台類 13基 うち、所有者判明2基)
- 遠賀川砂浜 → 船舶48隻、倉庫3基、船台56基 (管理者判明)

平成23年度のスケジュール(案)

	平成22年度	平成23年度			
	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
公示・周知	● (計画の公示・2月) ←3ヶ月の周知期間→				
区域からの撤去	塵芥処理 (船舶の価値なし)		(最終的な行政指導・9月頃) ● (廃棄処分・11月頃) ●		
	簡易代執行 (所有者不明)			● (最終的な行政指導・9月頃) (簡易代執行の実施・11月頃) ●	
	行政代執行 (所有者判明)			(最終的な行政指導・11月頃) ● (行政代執行の実施・1月頃) ●	
河口域のマリーナ施設への占用許可		● (占用申請・4月頃) ● (占用開始・6月頃)			
協議会・利用者会議		(第2回 遠賀川下流部利用者会議・11~12月頃) ● (第3回 遠賀川河口域利用対策協議会・1~2月頃) ●			

参考 ～第2期重点的撤去区域～

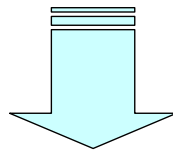


3. 西川高水敷にある電源類の撤去指導

河川区域内に不法係留船に供給する電源類(コンセント)が不法に設置されていた。そこで、(株)九州電力の協力を得て、電源類の設置者を特定し、自主撤去の指導を実施。

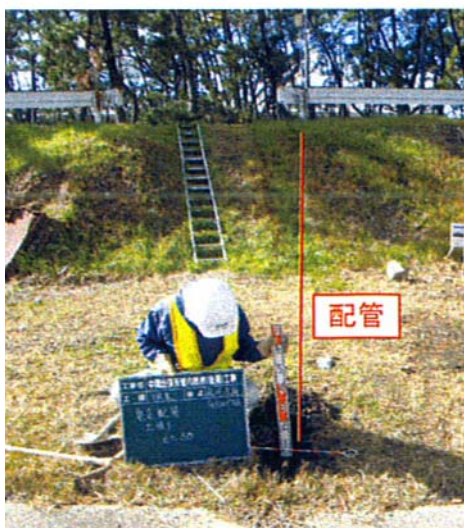
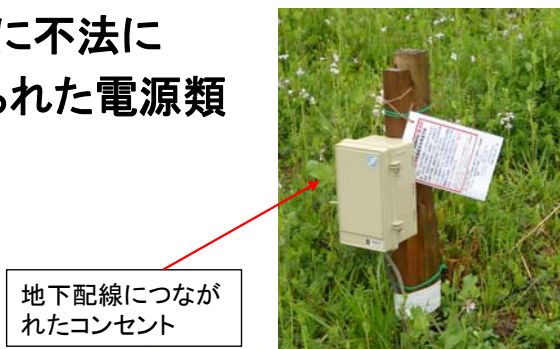
【指導】

- ・電源類の設置者を特定し、設置者に撤去の指導通知を送付



自主撤去を前提に協議中

高水敷に不法に 設けられた電源類



土被りt=50

